

立地適正化計画について

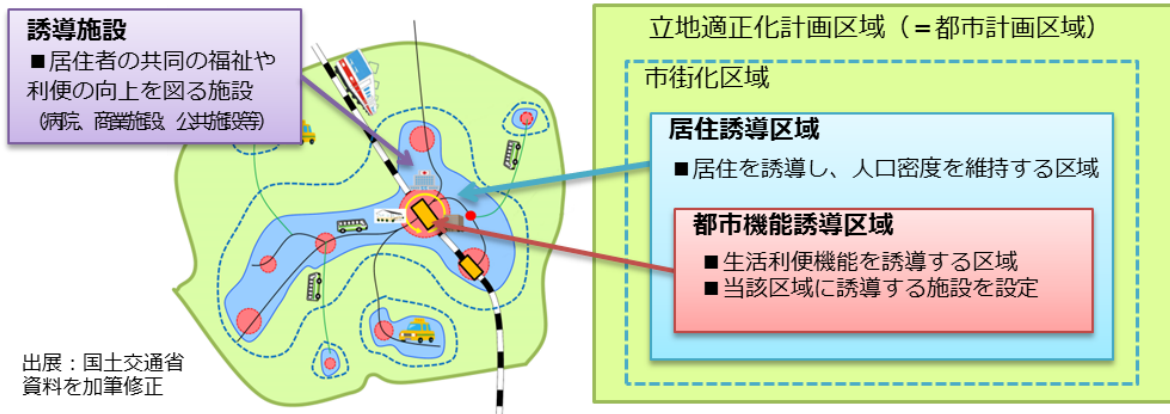
1 立地適正化計画の趣旨等

(1) 趣旨

立地適正化計画は、少子高齢化・人口減少が見込まれる中、平成26年8月の「都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）」の改正により新設された制度であり、都市の生活を支える都市構造や都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉、商業施設などの都市機能の立地を公共交通が充実するエリアにゆるやかな誘導を図る「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいた市町村が定めることができる法定計画である。

[立地適正化計画の主な内容]

- | | | |
|--------------|--------------------|--------|
| ➢ 立地適正化計画の区域 | ➢ 立地の適正化に関する基本的な方針 | |
| ➢ 都市機能誘導区域 | ➢ 居住誘導区域 | ➢ 誘導施設 |



- 一部の機能だけでなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全域を見渡す計画（都市計画マスタープランの一部）である。
- 20～30年後の将来を見据えて、税制や補助金その他の施策により、都市機能や居住の誘導を図る。

(2) 社会資本整備総合交付金との関連（メリット）

立地適正化計画関連事業は、国の重点施策「集約型都市構造の推進」に資する事業として交付金の重点配分の対象となり、都市再構築戦略事業などの実施が可能となる。

○都市再構築戦略事業（国費率1/2）

鉄道駅から1キロメートル圏内などの中心拠点区域内等における誘導施設（病院、社会福祉施設、学校等、商業施設など）の誘導事業

○重点配分の対象（補助率40%→45%に嵩上げ）

都市機能誘導区域内で行う立地適正化計画に適合した都市再生整備計画事業（駅広場、駐車場、交流センターなどの基盤施設の整備など）

2 これまでの取組

平成27年度には、立地適正化計画策定に当たっての基礎調査として、次のような事項に関する検討を行った。（※次頁以降参照）

- (1) 基礎調査及び課題の整理
- (2) 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析や街なか居住に関するヒアリング調査等
- (3) 都市の骨格構造と誘導区域の基本的な考え方の検討 など

3 今後の予定と推進体制について

(1) 計画策定の全体スケジュール

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
立地適正化計画	都市機能誘導区域	基礎調査	計画策定	都市機能誘導区域に係る立地適正化計画の実施		都市機能誘導区域 居住誘導区域	立地適正化計画全体の実施
	居住誘導区域			計画策定			

(2) 平成28年度の予定（都市機能誘導区域に係る計画の策定）

- ～11月頃 関連所管や関連団体等の調整を行い、誘導区域や誘導施設の検討など計画素案の作成
- 11月～12月 都市計画審議会へ意見聴取 建設経済常任委員会へ素案の報告
- 12月～1月 市民説明会、パブリックコメントの実施
- 2月～3月 都市計画審議会、建設経済常任委員会に計画最終案の報告
- 3月末 計画策定・公表

(3) 立地適正化計画策定の推進体制

今年度から、立地適正化計画の策定に当たり、全庁的なプロジェクト・チームの体制を発足

○立地適正化計画策定プロジェクト・チーム

【顧問】横浜市立大学国際総合科学部（都市計画学） 中西正彦 准教授

リーダー・サブリーダー（都市部副部長）			
策定チーム		推進チーム	
メンバー	都市政策課、都市計画課、拠点施設整備課、建築指導課、開発審査課	メンバー	都市計画課、都市政策課、企画政策課、行政管理課、地域政策課、文化政策課、福祉政策課、子育て政策課、産業政策課、中心市街地振興課、教育総務課、拠点施設整備課
内容	○立地適正化計画の策定を推進 ・都市機能誘導区域の設定 ・居住誘導区域の設定 ・居住誘導区域外の検討 等	内容	○立地適正化計画に位置付ける施策の協議・調整・実施 ・医療・子育て・社会福祉関連施策 ・地域コミュニティ関連施策 ・公共交通関連施策 ・その他観光、産業、経済等の関連施策 等